

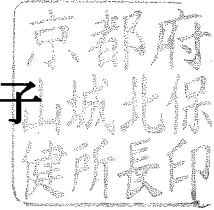
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 京都府久世郡久御山町森三丁6番地

氏名 株式会社大宝化成
代表取締役 小山 直紀

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府山城北保健所長 重見博子



許可の年月日 令和5年12月19日

許可の有効年月日 令和10年6月23日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まないもの)

- ①汚泥（水銀若しくはその化合物又は1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
 - ②廃油（1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
 - ③廃酸（1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
 - ④廃アルカリ（1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
 - ⑤廃水銀等
- 以上5種類

(積替え又は保管を含むもの)

- ①燃え殻（カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、セレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ②汚泥（カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ③廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ④廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ⑤廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ⑥ばいじん（カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、セレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上6種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	京都府久世郡久御山町森三丁6番
面積	991㎡
特別管理産業廃棄物の種類	①燃え殻 ④廃酸 ②汚泥 ⑤廃アルカリ ③廃油 ⑥ばいじん
積替えのための保管上限	98.88㎡
積み上げることのできる高さ	3.6m

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成5年6月24日：当初許可

平成10年6月24日：更新許可

平成13年2月22日：変更許可（取扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加：積替え又は保管を含むもの④⑤）

平成15年6月24日：更新許可

平成20年2月14日：変更許可（取扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加：積替え又は保管を含むもの①②⑥、③④⑤の限定の変更）

平成20年7月11日：更新許可

平成23年8月4日：変更許可（⑥の限定の変更、事業の範囲の変更：積替え又は保管を含むものに①②③④⑤⑥を追加）

平成25年6月24日：更新許可

平成28年1月20日：変更許可（事業範囲の変更：積替え又は保管を含まないものに①②③④を追加）

平成30年7月6日：更新許可

令和5年10月4日：変更許可（積替え又は保管を含まないもの①の限定の変更）

令和5年10月4日：更新許可

令和5年12月19日：変更許可（取扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加：積替え又は保管を含まないものに⑤を追加）

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無